⑷　担保権の放棄
①　更生担保権者は、管財人に対する書面による意思表示によっていつでも担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該担保権抹消登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。抹消登記に要する費用は会社の負担とする。
②　上記①により担保権が放棄された更生担保権の別表５の「確定更生担保権額」記載の金額（当該担保権の目的物の一部が処分されているときは、その処分に基づく「担保弁済額」を控除した残額。以下同じ。）については、その全額を不足額とし、「『担保弁済額』の弁済の時」を「担保権放棄の時」と読み替えたうえで上記⑴③の定めを適用する。
⑸　担保不動産等が売却できなかった場合
①　平成22年12月20日までに担保不動産等が売却できなかった場合には、平成22年12月22日限り、当該更生担保権者に対し、当該担保不動産等を代物弁済する。代物弁済により消滅する更生担保権の額は、別表５の「確定更生担保権額」欄記載の金額とする。
なお、同順位に複数の担保権が存在する場合には、当該担保不動産等は、当該担保不動産等にかかる各更生担保権者の共有（又は準共有）とし、各更生担保権者は、当該担保不動産にかかる金銭消費貸借契約の約定にしたがい按分した割合（別表５の「当該担保不動産等にかかる金銭消費貸借契約の約定に従った按分割合」欄記載の割合分）に応じた持分を有する。
但し、当該担保不動産等にかかる更生担保権者が事前に上述の代物弁済以外の方法による更生担保権の弁済の方法（但し、平成22年12月22日までに弁済が完了する方法に限る。）を提案のうえ管財人と協議し、合意することを妨げない。
②　上記①の代物弁済がなされた場合、「担保弁済額」を上記①の「代物弁済により消滅する更生担保権の額」と読み替えたうえで、上記⑴⑤の定めを適用する。
⑹　査定の申立てがなされている更生担保権の取扱い
別表12のとおり査定の申立てがなされている更生担保権の目的たる不動産等を売却又は代物弁済（以下「売却等処分」という。）する場合には、上記⑴、⑷又は⑸の定めを適用するについて、別表５の「確定更生担保権額」は、次のとおり読み替えるものとする。
ア　当該担保不動産等の売却等処分時において、更生担保権額が別表５の「確定更生担保権額」欄記載の額と異なる金額に確定していた場合
当該確定した額を「確定更生担保権額」と読み替える。
イ　当該担保不動産等の売却等処分において、更生担保権額が確定していない場合
別表12の「更生担保権査定請求額」欄記載の金額を「確定更生担保権額」と読み替える。

第２　株式にかかる更生担保権
１　確定更生担保権（株式等）
確定更生担保権（但し、管財人による認否額であり、別表12のとおり更生担保権査定の申立てがなされている。）は総額92,666,631円である。詳細については別表６のとおりである。
２　権利の変更及び弁済の方法
⑴　担保物である株式等（以下「担保株式等」という。）は、平成22年12月20日までに、裁判所の許可を得て原則として売却する。
⑵　担保株式等の売却価格が当該担保物にかかる別表６の「確定更生担保権額」欄記載の金額を上回った場合又は下回った場合の更生担保権の権利変更及び弁済時期等については、「担保弁済額」の定義を後記⑶のとおりに読み替えたうえで、上記第１、２、⑴②ないし⑥を準用する。
⑶　「担保弁済額」とは、担保株式等の売却代金につき、下記アないしエ記載の経費等を控除した金額をいう。
ア　売主負担の売買手数料
イ　売主負担の印紙代
ウ　その他売却に関連して売主が負担する費用
エ　売却代金額の３％相当額（経費等として会社に留保される額）
⑷　担保株式等の売却
①　別表17の整理番号１及び２については、管財人が、当該担保株式等にかかる更生担保権者との協議を経たうえで売却方法を決定し、裁判所の許可を得た場合には、当該担保株式等にかかる担保権は全て消滅するものとし、当該担保株式等にかかる更生担保権者は、管財人の求めに応じ、売却方法を実行するために必要とされる一切の担保権抹消手続をとる。但し、当該売却方法による売却が実行されなかった場合には、管財人は当該担保株式等にかかる更生担保権者のために改めて上記抹消されたのと同内容の担保を設定する。
別表17の整理番号３ないし12については、管財人が、当該担保株式等にかかる更生担保権者との協議を経て購入希望者を決定し、裁判所の許可を得て当該購入希望者との間で売買契約を締結した場合には、当該担保株式等にかかる担保権は全て消滅するものとし、当該担保株式等にかかる担保権者は、管財人の求めに応じて、当該売買契約の決済日までに、担保権抹消手続に必要な一切の書類を交付する。但し、当該売買契約が履行されなかった場合はこの限りでない。
②　管財人は、本更生計画認可決定日以後３か月ごとに担保株式等の売却方針について当該担保株式等にかかる更生担保権者に報告し、必要に応じて協議する。
⑸　担保権の放棄については、上記第１、２、⑷にしたがう。
⑹　平成22年12月20日までに担保株式等が売却できなかった場合には、平成22年12月22日限り、当該更生担保権者に対し、当該担保株式等を代物弁済する。代物弁済により消滅する更生担保権の額は、別表６の「確定更生担保権額」欄記載の金額とする。但し、当該担保株式等にかかる更生担保権者が事前に上述の代物弁済以外の方法による更生担保権の弁済の方法（但し、平成22年12月22日までに弁済が完了する方法に限る。）を提案のうえ管財人と協議し、合意することを妨げない。上記代物弁済がなされた場合、「担保弁済額」を上記「代物弁済により消滅する更生担保権の額」と読み替えたうえで、上記第１、２、⑴、⑤を準用する。
⑺　別表12記載の更生担保権査定の申立てがなされている更生担保権の目的たる株式等を売却処分等する場合には、上記⑵、⑸又は⑹の定めを適用するについて、別表６の「確定更生担保権額」は、次のとおり読み替えるものとする。
ア　当該株式等の売却処分等の時において、更生担保権額が別表６の「確定更生担保権額」欄記載の額と異なる金額に確定していた場合
当該確定した額を「確定更生担保権額」と読み替える。
イ　当該株式等の売却処分等の時において、更生担保権額が確定していない場合
別表12の「更生担保権査定請求額」欄記載の金額を「確定更生担保権額」と読み替える。

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可